

第1章 外国人留學生の種類

外国人留學生とは、学習・研究を行うことを目的として入国し、山形大学に学生として在学する者をいいます。

1 国費外国人留學生

国費外国人留學生とは、国費外国人留學生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき、日本政府（文部科学省）奨学金により山形大学等において学習・研究を行う外国人をいい、渡日旅費及び帰国旅費、さらに日本での学費・生活費が奨学金として支給されます。国費留學生には、研究留學生、日本語・日本文化研修生、学部留學生等の種類があります。

(1) 大使館推薦による場合

文部科学省は、外務省を経由して在外日本公館に国費留學生の募集及び第1次選考を依頼し、在外日本公館は、当該国政府等の協力を得て、募集及び第1次選考を行います。第1次選考は、書類審査、筆記試験（学部留學生は日本語、外国語、数学、理科等、研究留學生は、日本語学習歴のあるもののみ日本語）及び面接試験により行われます。在外日本公館は、第1次選考の結果に基づき、候補者を文部科学省に推薦し、文部科学省は選考委員会に諮り、受入れ大学と協議した上、最終合格者を決定します。

(2) 大学推薦による場合（新たに海外から留学する者を採用する場合）

国内の大学で、大学間交流協定等により、入学を許可しようとする大学が、大学院レベルの外国人留學生のうち特に優秀で奨学金の支給を必要とするものを審査の上、文部科学省に推薦します。文部科学省は、選考委員会に諮った上、採用者を決定します。

(3) 国内採用による場合

私費外国人留學生の勉学意欲を高め、留學生交流の一層の促進を図る観点から、私費留學生の中から、特に学業成績の優秀な者を国費外国人留學生として採用しています。

1) 学部生は、学部の正規課程の最終年次に在学する者

2) 大学院の修士課程に正規生として進学する者及び在学する者

3) 大学院の博士課程に正規生として進学する者及び在学する者

2 日韓共同理工系学部留學生

韓国の企業・研究所等における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、次代を担う前途有為な学生（高等学校卒業生）を我が国の大学の理工系大学（学部・4年制）へ招致

し、最先端技術・知識を習得するとともに、留学生交流を通じた日韓間の相互理解の増進に寄与することを目的としています。

3 私費外国人留学生

(1) 外国政府派遣留学生

外国政府の経費負担により、人材養成の推進のため派遣された留学生であり、外国政府から文部科学省を通じて本学で受け入れたものです。

外国政府派遣留学生の選考方法は、各学部等で書類による選考と受入れの検討を行います。

これらの外国政府派遣留学生は、留学生の区分では、私費外国人留学生として取り扱われます。

(2) 短期留学生

短期留学生とは、大学間及び学部間交流協定等に基づき、母国の大学に在籍したまま半年または1年間以内の短期間、山形大学に留学している留学生です。

(3) 自費留学生

外国政府派遣留学生を除く私費外国人留学生を自費留学生といいます。自費留学生には、都道府県及び各種奨学団体から奨学金等の支給を受けている者もいます。